

高砂市国際交流協会運営事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高砂市における多文化共生の社会づくりと市民主体の国際交流活動を促進するとともに諸外国との相互理解と協力関係を深めることを目的とした事業に対し、高砂市国際交流協会運営事業等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 市は高砂市国際交流協会が行う次に掲げる事業（以下「対象事業」という。）に対して、補助金を交付する。

- (1) 高砂市国際交流協会の運営に関する事業
- (2) 多文化共生社会の実現に関する事業
- (3) 国際交流に関する事業
- (4) 国際協力に関する事業
- (5) 国際理解に関する事業
- (6) その他市長が必要と認める事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象事業に要する経費の額の範囲内において、市長が定める額とする。

(補助金の交付手続)

第4条 補助金の交付手続については、この要綱に定めるもののほか、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるところによる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から改正する。